

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 人事交流に関する 覚書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43511

覺書

原書見付 郵送 北米米課長 佐藤事務

人事交流の件 電書案 12712

44.9.24 米北一

去9月17日 賀陽次長より、本件電書案の
交換の最終の件 外務省及び在京米大使

館を經由する外交知照を通知する旨の示唆
があったこと。本件に關し 特連局の意見

各省に對し何の說明もなし電書案の提示も
なかったこと。特連局 松尾調査官の來訪に

（今後は外務省を通じて取進めたいこと）
求の事情聴取 12712 29 要旨下記のとおり。 19 参考まで。

記

1. 從來の経緯

(1) 特連局は、当初 昨年4月29日付諮問

2

委勸告2号の琉大及び家畜防疫官の人事
交流と実施について、29日付電書案12712

琉政及び民政省と協議する沖縄事務局に
訓令1件（別添1）

(2) これに對し 沖縄事務局より、諮問委員
包括的人事交流の推進について勸告を

行ない予定のこと。この際 包括的且原則
的の電書とすべき旨の意見具申あり

（別添2）、特連局もこれに受入れ、改め
琉政及び民政省と協議する沖縄事務局に

訓令1件（別添3）。（注）諮問委員
上述の包括的人事交流の推進について本年

7月16日 勸告1件。勸告第35号）。

2. 問題点

- (1) 去月29日 琉政之由以上記 /
- (2) 之 覽書事之了解成立也、琉政

例之由、實施之特別立法措置之
議案要旨、立法院之法案提出、

審議終了也、(別添之附原)

- (2) 之 之、琉政事務局之、現行

法内之、實施の實施の可能性及、
立法成立之由、暫定之個人契約形式

之 之 實施の可能性之、檢討之旨通
報越、特連局之、個人契約

形式は、^{原記} 好、之、之、之、之、之、之、
式、之、之、之、之、之、之、之、之、

用(之、之、之)之、之、之、之、之、之、
語合中、之、之、之、之、之、之、之、之、

之、之、之、之、之、之、之、之、

- (3) 之、之、之、之、之、之、之、之、

2 之、之、之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、

之、之、之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、

(approve) 之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、

旨 冲繩事務局之通報語之、(別添之)

- 3. 今後之進め方

(1) 之、之、之、之、之、之、之、之、
之、之、之、之、之、之、之、之、

(2) 理由之、之、之、之、之、之、
告、之、之、之、之、之、之、之、之、

勸告 39 号の如く、直接日米兩國の法則に拘束されるべきは、電書の交換に於て

初めに兩國の拘束力に及ぶものも考慮し、外交知事を通じて、特達局長と

琉政總務局長と署名した電書に日米兩國の法則に拘束されるべきものを含む

べきものと議論は、当省内に於て、本件電書の交換に最終的には外交知事を通じて

すべきものと、旨、留滞局長の特達局長に於て、当省に於て上記諸事を含む

鑑み、外交知事を通じてすべきものと旨述べられた。

(2) 先づ、外務省を通じて、直接沖縄事務所に於て琉政、民政府と協議せしむる

9 月 15 日、本件電書の諮詢委勸告に基づく実施要領を規定するにつき、外交

知事を通じてのことも考慮し、之を考慮したる（この考慮に於て、特達局内部に於て

異論がなされた）、及び、従来外交知事を通じての電書の交換の例に於て

(注)「南西諸島の一部給費学生」に關する電書)等も考慮した。

しかし、外務省の見解も判明したるに、今後は、外務省を通じて行はざる

といたすことと答えた。

別添 /

総特第 / 327号

昭和44年4月15日

日本政府沖縄事務所長 殿

総理府特別地域連絡局長

琉大教員及び家畜防疫官の人事交流に関する了
解覚書案の協議について

標記について別添了解覚書案(1)及び(2)により米国民政府及
び琉球政府と協議願いたく依頼する。

なお、琉球政府との協議に際しては、上記了解覚書案に対
応して琉球政府のとるべき措置細目についても別添(3)を参考
のうえ打合せられたい。

総 理 府

B-5 在米沖米協 行政状況

別添(1)

琉球大学に対する教員の派遣に関する了解覚書(案)

1. 日本政府総理府及び琉球政府において、人事交流の促進に関する琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会勧告第2号の趣旨を実現するため、それぞれの関係法令及び予算の範囲内で次のとおり
の措置をとることについての了解が成立するものとする。

- (1) 日本政府総理府は、琉球大学教員となるべき要員として
 - (イ) 日本政府沖縄事務所勤務職員1名、(ロ) 長期出張職員若干名を派遣する。
 - (2) 日本政府は、上記(1)の職員について、(イ)の職員に対しては基本給(在勤手当を含む。)、公務災害による補償、退職手当、恩給並びに退職年金、療養給付等共済制度の給付を負担し、(ロ)の職員に対しては基本給、往復旅費、滞在費、公務災害による補償、退職手当、恩給並びに退職年金、療養給付等の共済制度の給付を負担する。
- (3) 琉球政府は、上記(1)の職員を正規の琉球大学教員として任用する。
- (4) 琉球政府は、上記(2)以外の琉球大学教員として職務を遂行す

るに必要な研究手当等の附加給及び旅費を負担する。

- (5) 琉球政府は、上記(1)の(イ)の職員について宿舍を供与する。
 - (6) 琉球政府は、上記(3)の教員の任免、懲戒、公務災害及び管外出張等の人事に関する発令又は記録を随時又は定期に日本政府総理府に通報する。
2. この了解覚書を変更しようとするとき及びこの了解覚書について疑義の生じた場合は、日本政府総理府及び琉球政府が協議して定める。
3. 上記の了解事項は、琉球政府がこれについて米国民政府の承認を得た日から効力を生ずる。

附 則

- 4. この了解覚書の実施に関する細目については、日本政府総理府及び琉球政府が協議して定める。

別添(2)

琉球政府動物検疫機関に対する職員の派遣に関する了解覚書(案)

1. 日本政府総理府及び琉球政府において、動物検疫の一体化に関する琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会勸告第7号の趣旨を實現するため、それぞれの関係法令及び予算の範囲内で次のとおり措置をとることについての了解が成立するものとする。
 - (1) 日本政府総理府は、琉球政府家畜防疫官となるべき要員として日本政府沖總事務所勤務職員1名を派遣する。
 - (2) 日本政府は、上記(1)の職員に対し基本給(在勤手当を含む)、公務災害による補償、退職手当、恩給並びに退職年金、療養給付等共済制度の給付を負担する。
 - (3) 琉球政府は、上記(1)の職員を正規の琉球政府家畜防疫官として任用する。
 - (4) 琉球政府は、上記(2)以外の琉球政府家畜防疫官として職務を遂行するに必要な危険手当等の附加給及び旅費を負担する。
 - (5) 琉球政府は、上記(3)の家畜防疫官の任免、懲戒、公務災害及び管外出張等の人事に関する発令又は記録を随時又は定期的に日

本政府総理府に通報する。

2. この了解覚書を変更しようとするとき及びこの了解覚書について疑義が生じた場合は、日本政府総理府及び琉球政府が協議して定める。
3. 上記の了解事項は、琉球政府がこれについて米国民政府の承認を得た日から効力を生ずる。

附 則

4. この了解覚書の実施に関する細目については、日本政府総理府及び琉球政府が協議して定める。

別添(3)

琉球政府のとりべき措置細目について(案)

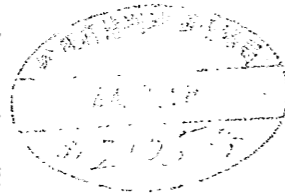
1. 定員に関する法令の改正
2. 給与に関する法令の特例措置
 - (1) 琉大教員については、日本政府の派遣する職員が医師の資格を有していることを考慮し、毎月きまつて支給される給与が日本政府支給分とあわせて月額1,000ドル(教授クラス)を下らないように配慮すること。
 - (2) 附加給は、日本政府が支給する基本給(在勤手当を含む。)と内容が重複しないように配慮すること。
3. 有給休暇は、日本政府と同じ基準で、かつ、同じ取扱になるような特例措置
4. 公務災害による補償、退職手当並びに退職年金、療養給付等共済制度の給付については、適用除外の特例措置
5. 予算の計上

別添2

総沖第2118号

昭和44年7月10日

総理府特別地域連絡局長 殿



日本政府沖縄事務所長

日本国政府から琉球政府への職員の派遣に関する覚書案について

4月15日付総特第1327号をもつて依頼のあつた琉大教員及び家畜防疫官の人事交流に関する了解覚書案については、目下琉球政府において検討が進められているところであるが、人事交流について近く諮問委員会よりその包括的な推進についての勧告が行なわれることでもあるので、御指示にかかる琉大教員及び家畜防疫官の人事交流を含め、今後の各分野にわたる人事交流を包括した原則的覚書を締結しておくことが適当と存ぜられるので、別紙修正要旨に従い別添(1)のとおり修正の提案をいたしたく、至急御回示を煩わしたい。

なお、本修正案については、非公式に琉球政府担当者の意見を求めているところであるが、修正案2中「琉球政府の要請に基づき、本土政府が派遣すべき者を選定して琉球政府に通知することによつて決定……」については琉球政府において「人選については、何らかの方法で琉球政府の意見が反映できるような仕組みが考慮されないか」との意見が提出されているほか、なお若干の事項につき対案が示されるものと思われる。

また、琉球政府においては、本件覚書の締結に伴う琉球政府のとるべき措置として、別添(2)の立法案を検討中であり、成案を得次第今立法部議会に立法勧告する予定であるので申し添える。

特 速 局 原 案 修 正 要 旨

- 1 個別の人事交流につき個々に覚書を締結する繁雑さを避けるため、また今後の人事交流分野の拡大に備え全分野に共通する基本原則となり得る覚書を締結できるよう全体の表現から個別的事項を削除し、書き改めたこと。
- 2 日本政府沖縄事務所勤務職員と長期出張職員を区別することはとくに琉政側からは格別意味のないことなので、これらの区分に係る表現を削除したこと。
- 3 日本政府国家公務員の身分から当然に生ずる公務員法上、給与法上、旅費法上等の地位に関しては、琉球政府の関係法令上の地位と競合を避けるべき事項についてのみ明確にすれば足るものと解し、個別的列挙形式による表現を改め、包括的表現としたこと。
- 4 人事記録事項の通報を相互通報としたこと。
- 5 本覚書の効力発生時期を米側の承認の日からとする条項については米側が本覚書に署名するとしても条項として規定する必要性はないものと判断し当該条項を削除したこと。

別添(1)

(一般覚書)

(案)

日本国政府から琉球政府への職員派遣に関する覚書

1. 覚書の趣旨

この覚書は、日米琉諮問委員会勧告第35号「人事交流の推進について」およびこれに関連する同委員会のその他の諸勧告に基づく日本国政府（以下「本土政府」という。）と琉球政府との間の人事交流に関し、本土政府から琉球政府への職員派遣について必要な事項を定めるものとする。

2. 派遣の決定

本土政府から琉球政府への職員派遣は、^{派遣される職受の人数については、}~~琉球政府の要請に~~ ^{に基づき、本土政府が派遣すべき者を選定して琉球政府に通知する} ~~西政府の協議~~ ^{に基づき} によって決定するものとする。

3. 派遣職員の琉球政府における身分

琉球政府は、上記2により派遣された本土政府職員（以下「派遣職員」という。）を琉球政府職員として正式に任用する。

4. 派遣職員の給与および旅費

- (1) 派遣職員の給与（退職手当を含む。）は下記(2)に定めるものを除き、本土政府が支給する。
- (2) 琉球政府は、派遣職員に対し、その職務の特殊性に基づき

特に必要とする給与を支給する。

- (3) 派遣職員にかかる旅費のうち、沖縄への赴任および沖縄からの帰任に要する旅費は、本土政府の負担とし、その他の旅費は、琉球政府の負担とする。

5. 派遣職員の公務災害補償および福祉

- (1) 派遣職員にかかる公務災害補償は、本土政府が行ない、これに関する琉球政府の制度は、適用しないものとする。
- (2) 派遣職員に関する共済組合制度等の福祉については、本土政府職員の福祉に関する制度を適用し、琉球政府職員の福祉に関する制度は、適用しない。

- (3) 派遣職員への住宅の供与については、個別に本土政府と琉球政府とで協議するところによる。

6. 人事記録事項の通報

本土政府および琉球政府は、派遣職員の人事記録事項を、相互に通報するものとする。

7. 疑義解釈等

この覚書の規定に疑義を生じた場合または細目とり決めの必要を生じた場合には、その都度、本土政府と琉球政府が協議して定める。

琉球政府と日本国政府との間の人事交流の実施に伴う日本国政府派遣職員
の給与等の特例措置に関する立法（案）

（目的）

第一条 この立法は、琉球政府と日本国政府との人事交流を実施するため、日本国政府派遣職員
の給与等に関し必要な措置を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この立法において派遣職員とは、前条の規定により日本国政府が派遣した職員であつて琉球政府が採用した職員をいう。

（給与に関する特例）

第三条 派遣職員には、次に掲げる給与は支給しない。

一 給料

二 期末手当

2 前項の給与以外の給与は、当該職員に適用される給与に関する立法の適用を受ける他の職員
の例により支給する。

（特別手当）

第四条 派遣職員のうち特定の資格又は特殊の技術を有する者については、当該職員が採用
された職務に応じて特別手当を支給することができる。

2 前項の特別手当の支給を受けることができる者及び職員の範囲並びに当該手当の額及び支給方法
については、任命権者が人事委員会の承認を得て規則で定める。

（年次有給休暇に関する特例）

第五条 派遣職員には琉球政府公務員法（一九五三年立法第四号）第六十六条の規定は適用
しない。

2 派遣職員には、一年につき二十日以内の年次有給休暇を与える。

3 前項の休暇に関し必要な事項は、行政主席が人事委員会の承認を得て定める。

（他の立法の適用除外）

第六条 琉球政府公務員災害補償法（一九六九年立法第 号）その他規則で定める立法は、派遣職員には適用しない。

附 則

この立法は、公布の日から施行する。

別添 3

総特第 2586 号

昭和 44 年 7 月 21 日

日本政府沖縄事務所長 殿

総理府特別地域連絡局長

日本国政府から琉球政府への職員の派遣に関する
覚書案について

7 月 10 日付総沖第 2118 号並びに電 174 号をもつて連
絡のあった標記覚書案については、下記の事項を再修正のうえ
貴信修正原案により琉球政府と協議を進められたい。

なお、米側との折衝については、琉球政府との間に本覚書案
について原則的理解が成立次第直ちに開始されたい。

おつて、家畜防疫官については、農林省との間の協議も整い、
具体的候補者もあがってきたことにより、本覚書案の協議の進
行と並行して人選についても琉球政府の内諾を待ておく必要が
あるので、別添履歴書により下話しを進められたい。

記

(一) 貴信修正覚書案の「2 派遣の決定」の項を次のとおりとす
る。

「本土政府^{から}琉球政府への職員の派遣は、琉球政府の要
請に基づき、本土政府が派遣すべき者^(米国民政府と協議の上)を選定して琉球政
府に通知することによつて行なうものとする。」

(理由)

- イ 派遣職員は本土政府の職員の身分を保有したまま派遣
され、またその俸給等の基本的給与及び災害補償、福祉
等に関し本土政府が負担するのであるから両政府の協議
にかからしめることは適当でないこと。
- ロ 運営上、本土政府が入選に当り琉球政府の要請に充分
適した人選を行なうため、事前に琉球政府と協議を行な
うことを考えていること。

(二) 貴信修正覚書案の「4 派遣職員の給与および旅費」の項の
(1) 及び (2) を次のとおりとする。

「(1) 派遣職員の給与のうち、一般職の職員の給与に関
する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づく俸給、
初任給調整手当、扶養手当、調整手当、期末手当及
び勤勉手当、総理府設置法(昭和 24 年法律第 127

号)に基づく在勤手当は、本土政府が支給する。

(2) 琉球政府は、派遣職員に対し、琉球政府の給与に関する立法に基づく給与のうち、上記(1)に掲げる給与に相当する給与以外の給与を支給する。

(備考)

琉球政府公務員の退職手当に関する立法は、給料又は俸給が支給される職員又はその遺族に適用されることになっているので、これらの給与を支給されない派遣職員には当然当該立法は適用されないこととなるから、特に規定する必要はないと考える。

日本国政府から琉球政府への職員の派遣に関する覚書(案)

1 覚書の趣旨

この覚書は、日米琉諮問委員会勅告第35号「人事交流の推進について」およびこれに関連する同委員会のその他の諸勧告に基づく日本国政府(以下「本土政府」という。)と琉球政府との間の人事交流に関し、本土政府から琉球政府への職員の派遣について必要な事項を定めるものとする。

2 派遣の決定

本土政府から琉球政府への職員の派遣は、琉球政府の要請に基づき、本土政府が派遣すべき者を推せんして行なうものとする。

3 派遣職員の琉球政府における身分

琉球政府は、上記2により派遣された本土政府職員(以下「派遣職員」という。)を琉球政府職員として正式に任用する。

4 派遣職員の給与および旅費

(1) 派遣職員の給与のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づく俸給、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、期末手当及び勤勉手当、総理府設置法(昭和24年法律第127号)に基づく在勤手当は、本土政府が支給する。

(2) 琉球政府は、派遣職員に対し、琉球政府の給与に関する立法に基づく給与のうち、上記(1)に掲げる給与に相当する給与以外の給与を支給する。

(3) 派遣職員にかかる旅費のうち、沖縄への赴任および沖縄からの帰任に要する旅費は、本土政府の負担とし、その他の旅費は、琉球政府の負担とする。

5 派遣職員の公務災害補償および福祉

(1) 派遣職員にかかる公務災害補償は、本土政府が行ない、これに関する琉球政府の制度は、適用しないものとする。

(2) 派遣職員に関する共済組合制度等の福祉については、本土政府員の福祉に関する制度を適用し、琉球政府職員の福祉に関する制度は、適用しない。

(3) 派遣職員への住宅の供与については、個別に本土政府と琉球政府とで協議するところによる。

6 人事記録事項の通報

本土政府および琉球政府は、派遣職員の人事記録事項を、相互に通報するものとする。

7 疑義解釈等

この覚書の規定に疑義を生じた場合または細目とり決めの必要を生じた場合には、本土政府と琉球政府が協議して定める。

日本国政府総理府
特別地域連絡局長

年 月 日

琉球政府
総務局長

年 月 日

高等弁務官に代つて承認する
総務部長

年 月 日

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

思うので日本政府の配慮を特^に得た旨申越した。

2. 当方としては上記勧告の実施細目^も定め大覚書において前記USCARの要望を取り入れることは本件勧告についての合意に至るまでの経緯を鑑み^も止むを得ないものと思料するので、このラインより在京米大使館を通じて正式に覚書についての合意を申し入れの手續を進めるよう御配慮願わした。

3. なお米側は覚書における署名は日米琉が一纏に並ぶ形式で差支えなく、(米側の署名者はCHIEF OF ADMINISTRATIONとなるものと思われ由。)当初考えられていたように米側が琉球政府の日本政府に対する合意は、中ば改めて明示的にAPPROVEするといふが如き形式には固執しな^い意向の由。

(3)

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

別添2

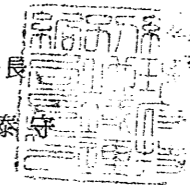
総特第3472号

昭和44年11月27日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長

事務代理 加藤泰守



日本国政府から琉球政府への職員派遣に関する
覚書について

標記覚書を別添案のとおり締結したいので米・琉側との折衝
をお願いします。

(添付書類)

日本国政府から琉球政府への職員派遣に関する覚書案

和英両文 各4部

要処理	<input checked="" type="checkbox"/>
企画事務	<input type="checkbox"/>
総務	<input type="checkbox"/>
調査	<input type="checkbox"/>
力夕夕	<input type="checkbox"/>
局庶務	<input type="checkbox"/>



総理府

暫時保留とす。米・琉側との折衝を要する。

日本国政府から琉球政府への職員派遣に関する

覚書(案)

1. 覚書の趣旨

この覚書は、日米琉諮問委員会勧告第35号「人事交流の推進について」およびこれに関連するその他の諸勧告に基づく日本国政府(以下「本土政府」という。)と琉球政府との間の人事交流(日本国政府から琉球政府への職員派遣)について必要な事項を定めるものとする。

2. 派遣の決定

本土政府から琉球政府への職員の派遣は、米国政府と協議した結果に基づき琉球政府の要請を得て本土政府から派遣すべき者を推せんして行なうものとする。

3. 派遣職員の琉球政府における身分

琉球政府は、上記2により派遣された本土政府職員(以下「派遣職員」という。)を琉球政府職員として正式に任用する。

4. 派遣職員の給与および旅費

(1) 派遣職員の給与のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づく俸給、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、期末手当および勤勉手当、総理府設置法(昭和24年法律第127号)に基づく在勤手当は、本土

政府が支給する。

(2) 琉球政府は、派遣職員に対し、琉球政府の給与に関する立法に基づく給与のうち、上記(1)に掲げる給与に相当する給与以外の給与を支給する。

(3) 派遣職員にかかる旅費のうち、沖縄への赴任および沖縄からの帰任に要する旅費は、本土政府の負担とし、その他の旅費は、琉球政府の負担とする。

5. 派遣職員の公務災害補償および福祉

(1) 派遣職員にかかる公務災害補償は、本土政府が行ない、これに関する琉球政府の制度は、適用しないものとする。

(2) 派遣職員に関する共済組合制度等の福祉については、本土政府職員の福祉に関する制度を適用し、琉球政府職員の福祉に関する制度は、適用しない。

(3) 派遣職員への住宅の供与については、個別に本土政府と琉球政府とで協議するところによる。

6. 人事記録事項の通報

本土政府および琉球政府は、派遣職員の人事記録事項を、相互に通報するものとする。

7. 疑義解釈等

この覚書の規定に疑義を生じた場合、または細目とり決めの

必要を生じた場合には、その都度、本土政府と琉球政府が協議
して定める。 (及米国民政府)

日本国政府総理府	琉球政府	琉球列島米国民政府
特別地域連絡局長	総務局長	総務部長

年 月 日 年 月 日 年 月 日

M E M O R A N D U M
Concerning
the Assignment of Officials
by the Government of Japan
to the Government of the Ryukyu Islands

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the clauses necessary for the assignment of officials by the Government of Japan (hereafter referred to as "GOJ") to the Government of the Ryukyu Islands (hereafter referred to as "GRI") in relation to the personnel exchange between GOJ and GRI based on recommendation No. 35., "Promotion of Personnel Exchange", of the Advisory Committee to the High Commissioner of the Ryukyu Islands and other recommendations connected with the personnel exchange.

2. Decision of Assignment

The assignment of officials shall be arranged through the selection by GOJ of officials at the request of GRI.

3. The Status of Officials at GRI

GRI shall employ officials assigned by GOJ (hereafter referred to as "officials on loan") in accordance with 2. above as duly appointed GRI officials.

4. Salaries and Travel Fee for Officials on Loan

(1) Of salaries for the officials on loan, GOJ shall pay salaries under the law pertaining to salaries applicable to officials in Category 1 (Law No. 95, 1950), adjusted starting salaries, dependants' allowances, adjusted allowances, bonuses, allowances for diligence and duty area allowances under the law pertaining to the establishment of Prime Minister's Office (Law No. 127, 1949).

(2) GRI shall pay under the GRI law pertaining to salaries all salaries other than those which are the responsibility of GOJ as described in (1) above.

(3) Of travel fee for officials on loan, the fee necessary for the assignment to Okinawa and return to Japan proper from Okinawa shall be paid by GOJ. Others shall be paid by GRI.

5. Official Compensation and Welfare of Officials on Loan

(1) The compensation to officials on loan shall be made by GOJ. GRI system for compensation shall not be applied.

(2) In the matter of welfare systems such as mutual benefit association, etc., GOJ's system pertaining to welfare shall be applied. Those of GRI shall not be applied.

(3) GOJ and GRI confer respectively with regard to furnishing housing for officials on loan.

6. Information of Matters in Personnel Records

GOJ and GRI shall exchange personnel records pertaining to officials on loan.

7. Clarification of Questions, etc.

In case any questions arise out of this Memorandum or more detailed agreement thereon is necessitated, GOJ and GRI will confer and reach agreement.

Date:

Date:

Kokiichi Yamano
Director
Special Areas Liaison Bureau
Prime Minister's Office, GOJ

Eiharu Nakamura
Director
General Affairs Department, CRI

On behalf of the High Commissioner,
I hereby approve this Memorandum.

Date:

Conrad

Joshua Kramer
Director
Comptroller Department, USCAR

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

思うので日本政府の配慮を特^に得た旨申
越した。

2. 当方としては上記勧告の実施細目^を定め
た覚書において前記 USCAR の要望を取り入れ
ることは本件勧告かつこの合意に至るま
での経緯を鑑み止むを得ないものと思料
するので、このラインにより在京米大使館を
通じ正式に覚書かつこの合意を申し入れの
手続を進めるよう御配慮願ひした。

3. 右米側は覚書における署名は日米琉
球一線に並ぶ形式で差支えなく、(米側の署
名者は CHIEF OF ADMINISTRATION となるもの
と思われり由)当初考えられたように
米側が琉球政府の日本政府に対する合意は
いはば改めて明示的に APPROVE するといふ
如き形式には固執しな^い意向の由。

(3)

特電局作 1079

(参考)

Memorandum concerning the Assignment of Officials
by the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands

(Draft)

1. Purpose of the Memorandum

This Memorandum shall provide for the ^{matrices} clauses necessary for
the assignment of officials by the Government of Japan (herein-
after referred to as "GOJ") to the Government of the Ryukyu Islands
(hereinafter referred to as "GRI") in relation to the personnel ex-
change between GOJ and GRI based on recommendation No. 35, "Promo-
tion of Personnel Exchange," of the Advisory Committee to the High Com-
missioner of the Ryukyu Islands and other recommendations connected
with the personnel exchange.

2. Decision of Assignment

An exchange of government officials between GOJ and GRI will
be conducted in consultation with USG at the request of GRI and in
accordance with GOJ recommendations.

3. The Status of Officials at GRI

GRI shall employ officials assigned by GOJ (hereinafter referred
to as officials on loan) in accordance with 2. above as duly appointed
GRI officials.

4. Salaries and Travel Fee^(Expenses) for Officials on Loan

(1) Of ^{the compensations} salaries for the officials on loan, GOJ shall pay salaries,
entrance additional pay, adjusted starting salaries, dependants^{family} allowances, adjusted allowances,
tri-annual allowance, and ^{premium pay} allowance, ^{Law concerning Compensation of Employees} bonuses, allowances for diligence under the law pertaining to salaries
in the Regular Service applicable to officials in Category-1 (Law No. 95, 1950) and duty area

allowances under the ^{Law for} law pertaining to the [&] establishment of ^{the} Prime Minister's Office (Law No. 127, 1949).

(2) GRI shall pay under the GRI ^{pay} law pertaining to salaries, ^{compensations} all salaries other than those which are described in (1) above.

(3) Of ^{the} travel ^{expenses} fee for officials on loan, the ^{expenses} fee necessary for the assignment to Okinawa and return to Japan proper from Okinawa shall be paid by GOJ. Others shall be paid by GRI.

5. ^{Service-connected accident,} ~~Official~~ Compensation and Welfare of Officials on Loan

(1) ^{service-connected accident,} The ^{service-connected accident,} compensation to officials on loan shall be made by GOJ. ^{The} GRI system for ^{service-connected accident,} compensation shall not be applied.

(2) In the matter of welfare systems such as a mutual benefit association, etc., GOJ's system pertaining to welfare shall be applied. Those of GRI shall not be applied.

(3) GOJ and GRI confer respectively with regard to furnishing housing for officials on loan.

6. ^{notification} ~~Information~~ of Matters in Personnel Records

GOJ and GRI shall exchange personnel records pertaining to officials on loan.

7. Clarification of Questions, etc.

In case any questions arise out of this Memorandum or more detailed agreement thereon is necessitated, GOJ and GRI will confer and reach agreement.

Date:

Director
Special Areas Liaison Bureau
Prime Minister's Office
Government of Japan

Date:

Director
General Affairs Department
Government of
the Ryukyu Islands

Date:

Chief of Administration
United States Civil Administration
of the Ryukyu Islands